

平成22年7月13日

環境大臣 小沢 鋭仁 様
林野庁長官 島田 泰助 様
文化庁長官 玉井日出夫 様
青森県知事 三村 申吾 様
十和田市長 小山田 久 様

青森の自然環境を考える会 印

赤石川を守る会 印

岩木山を考える会 印

日本野鳥の会弘前 印

青森県自然観察指導員連絡会 印

申入書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

5月12日付の東奥日報は、奥入瀬溪流沿いの国道、歩道の立木伐採計画を報道しました。それによると、青森県等公園関係者が奥入瀬溪流の歩道・国道沿いの安全点検を行ったところ、歩道に306本、国道に839本、合計1145本の伐採や枝払いが必要な危険木を確認したため、伐採許可が下り次第作業に着手するとのことでした。

この立木伐採計画は、2003年の奥入瀬溪流落枝事故訴訟の判決が自然公園管理者に安全管理を課した司法判断が要因となっていると考えられます。

青森県のイメージは、その大きな一つに「自然の豊かさ」があげられています。青森まで新幹線が開通する今、十和田八幡平国立公園の生物多様性を維持することは、観光立県をさらに発展させる上でも重要な課題です。しかし、今回の伐採計画が、こうした青森県の貴重な資源を、持続可能な方法で維持していくという視点に立ち実施されようとしているのか、ということについては疑問を抱かざるを得ず、県民に対しても十分な説明がなされているとは言えないと考えます。

このように考える理由は、以下の諸点からです。

1. 2003年に起きた奥入瀬遊歩道沿いでの落枝事故による損害賠償事件は、最高裁で国と青森県が敗訴し、判決は、確かに被害者の逸失利益が正当に認められたという点で画期的な判決でした。しかし、自然公園法の生物の多様性の確保と、自然の保護と利用を進めるという理念からは、問題の残る判決でもありました。この判決後、安全確保義務への対策が優先された結果、過剰とも思える立木の伐採、場所への立ち入り禁止等が相次ぎ、結果的に、自然公園利用者にとっては、豊かな自然の姿に触れる機会が奪われることとなりました。このことは、自然公園自体の生物の多様性が失われ、自然公園の価値が低下、ひいては自然公園法に抵触する事態を引き起こしていると考えられます。
2. 5月20日に木村太郎衆議院議員より提出された「国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問」に対する政府答弁は、「青森県が本年5月6日から11日にかけて行った奥入瀬溪流沿いの遊歩道および一般国道百二号における樹木安全点検調査においては、」伐採等の対応が必要な危険木は、遊歩道、国道102号併せて94本、枝払い等の対応が必要な危険枝が1825本、緊急な対応は必要ないが注意が必要な監視木が44本確認された、というものであり、報道による「危険木1145本」とは大きな差があります。

つきましては、以下の点について要望を致します。

ご検討の上回答をいただけますよう、よろしくごお願い申し上げます。

記

新聞報道の伐採計画は、あくまでも第一次伐採案として、再度森林生態等の専門家も参画した現地検討を提案します。

尚、今後の自然公園の利用と管理のあり方について、青森県自然観察指導員連絡会から、以下のような腹案が提起されております。このこともあわせて検討に付していただきたく要望いたします。

1. 歩道・登山道の利用頻度によるゾーニングの危険度選定
2. 歩道・登山道の臨機応変な変更による危険回避
3. 自然公園利用リスクの周知徹底
4. リスク保険対応へ向けた自然公園利用の有料化
5. 法による自己責任の明文化

以 上

・証拠となる新聞記事等を添付

・事実を検討して平成22年8月末までに各所の責任者(代理を含む)からのご回答を御願いたします。(部署毎に送付しています)

【本件の問い合わせ先】

事務局 青森県弘前市安原3-3-11 竹浪 純
(青森県自然観察指導員連絡会事務局次長)
連絡先 080-5229-6076
メールアドレス takenami@coral.ocn.ne.jp

申し入れ書の補足について

青森県自然観察指導員連絡会

代表 小関 孝一

腹案(提案)について、その内容を以下のように補足しますので、ご検討をお願いします。

1. 歩道・登山道の利用頻度によるゾーニングの危険度選定

自然公園に限らず利用者の多い歩道や遊歩道では、使用頻度が街中並に高くリスクも高い場所での伐採も含めた管理方法と山奥の使用頻度の少ない登山道を区分けして管理する必要があると言うことを提案します、自然公園では歩道幅以外は原則、人為的管理をしない事が望ましい。

例えば目の前で触れれば倒れるような枯死木は倒してから歩道幅を輪切りにするがそれ以外の見える範囲では、枯死木があっても構わない等の歩道ゾーニング、それを取り巻く暖衝ゾーニングには落枝等警告等の表示に留める等、柔軟な管理運用が必要だということです。

理由として、県内の国有林内でも、危険回避を理由にした危険木や枯死木として歩道上や登山道の道端の樹木伐採が始まっています。その根本には奥入瀬落枝訴訟の国敗訴があります。公園の利用と保護のためには、歯止めとして現場に見合う管理基準として利用頻度を区分したゾーニング管理方法の提案です。

既に白神山地(保全地域以外)の現場では、観光客の安全確保優先のあまり歩道にコンクリート敷き詰めや、樹冠を切り開いた基準で生態系や食物連鎖、土壌動物の保護や自然の遷移が無視されている事実があります。

2. 歩道・登山道の臨機応変な変更による危険回避

数年ほど前から南八甲田登山道問題で、長靴でも渡れない泥濘化した洗い掘り登山道から、脇を刈り払った行為を行った山岳関係者を自然公園法違反として訴訟し刑事問題となった件について、これも歩道、遊歩道、登山道の現場基準が曖昧だからです。

理由として、洗い掘りの歩道を規制する前に何故最低の補修をしないで違反で片付けるのか？泥濘の中を濡れて歩く登山者は現実にはいません、鉄杭とロープで規制するやり方では？登山道の刈り払いの基準は何m？付け替え歩道への基準や条件は何？なにもありません。

3. 自然公園利用リスクの周知徹底

自然の中では「怪我と病気は自分持ち」の基準が崩れました、アメリカ並の訴訟大国になるのでしょうか？自然公園の利用にあたり、利用者にもリスクがあることを最初に明示、広く皆様がわかるように掲示する必要があります。

理由として、マレーシア等の国立公園では入山条件にガイド付き、リスク承認、自己責任を書いた書類と公園管理手数料を支払い、初めてレンジャーから入山許可が貰えます。

諸外国の真似ではなく日本式でも良いのですが自己責任は最低周知するべきです。

4. リスク保険対応へ向けた自然公園利用の有料化

3と絡みますが、自然保護への財源確保に将来の有料化も視野にいれた論議が必要だと思います。

5. 法による自己責任の明文化

法に明記とは、1～4実施のため、自然公園法や実施要綱に「公園利用者は自己責任で」の文言を入れたら如何でしょうか、既存の公園審議会以外にも無給の地域検討会で利用者ニーズを反映させる手法はあると思います。

2010年(平成22年)7月14日 水曜日 (24)

流採 奥入瀬 渓木 伐除 危険

生態系の維持考慮を

自然団体、県などに要請

国や県などが毎年行っている奥入瀬渓流遊歩道周辺の危険木伐採について、県内の自然保護関連5団体は13日、環境省、林野庁、文化庁、県、十和田市の各関係機関に対し、周辺の生態系の維持を考慮するよう要請した。

危険木の伐採は、国

や県などの関係機関が観光客の安全確保のため、枯れて遊歩道に落下する危険性のある枝や立木を調べた上で、伐採作業を業者に委託して行っている。

観察指導員連絡会、青森の自然環境を考える会、岩木山を考える会、赤石川を守る会、日本野鳥の会弘前の5団体は「(自然公園管理者に安全管理の責任を課した)奥入瀬渓流落枝



奥入瀬渓流危険木の伐採について生物多様性の維持を考慮するよう県に要請する県内の自然保護団体のメンバー

事故訴訟の司法判断の影響で過剰な伐採となりがねず、豊かな自然に触れる機会が奪われてしまつ」と主張。

13日は、県自然観察指導員連絡会の小関孝一代表、岩木山を考える会の三浦章男事務局長らが県庁を訪れ、県観光企画課の長崎茂樹課長に「安全管理だけでなく、森林の生態系を考慮した対応をお願いする」と申し入れ書を提出したほか、自然公園管理のあり方として①利用頻度による危険区域の設定②利用者へのリスクの周知徹底③法による自己責任の明文化」などを提案した。

長崎課長は「樹木医と現地調査をしたうえで、最低限必要な部分だけを伐採している。申し入れの内容については関係機関に知らせたうえで、対応を検討したい」と話した。